

労務 ROAD

■裁量労働制の導入・継続には新たな手続きが必要です

令和6年4月1日以降、新たに、又は継続して裁量労働制を導入するためには、裁量労働制を導入する**全ての事業場で、必ず**、以下の追加対応が必要です。

- 専門業務型裁量労働制の労使協定に下記①を追加する。
- 企画業務型裁量労働制の労使委員会の運営規程に下記②③④を追加後、決議に下記①②を追加する。

そのうえで、裁量労働制を導入・適用するまで（**継続導入する事業場では令和6年3月末まで**）に労働基準監督署に協定届・決議届の届出を行う必要があります。

対応が必要な事項		専門業務型	企画業務型
①	【 専門業務型裁量労働制 】本人同意を得ることや、同意しなかった場合に 不利益取り扱いをしないこと を労使協定に定める。また、 同意の撤回の手続き を定め、 同意とその撤回に関する記録を保存すること についても労使協定に定める。 【 企画業務型裁量労働制 】 同意の撤回の手続き を定め、 その記録を保存すること について労使委員会の決議に定める（同意に関することは、労使委員会の決議に定めることが既に義務付けられている）。	○	○
②	対象労働者に適用される賃金・評価制度の労使委員会への説明 に関する事項を運営規定に定める。また、 制度変更前に変更内容の説明 を行うことを労使委員会の決議に定める。	—	○
③	労使委員会は制度の実施状況の把握と運用改善を行う旨、運営規定に定める。	—	○
④	労使委員会は 6カ月以内ごとに1回 開催する旨、運営規定に定める。	—	○
⑤	（労働基準監督署への定期報告頻度の変更） 初回は6カ月以内に1回、その後1年以内ごとに1回 の頻度で行う。	—	○

【厚生労働省より】

■所員紹介（小倉）

はじめまして！令和5年10月に入社しました小倉 遼一郎（おぐら りょういちろう）と申します。

前職では金融機関の渉外担当としてお客様のご自宅へ定例訪問を行い、貯金・共済契約・貸付の管理や見直し、金融商品や共済の推進活動を行ってまいりました。親しみやすさを特に意識してお客様と会話を交わし、距離を縮める努力を重ねていましたので、お客様がシェフを務める鉄板焼きのお店に格安でご招待頂いた事もありました。



今回他業種からの転職になりましたが、その理由は私の父親が長時間労働に関連した脳出血を発病した経験から、日本企業の労務改善に尽力したいと考えたからです。

これから知識も経験もたくさん蓄積し、経営者も従業員も双方が健康で幸せに働ける労働環境作りを促進していきたいです。

最近ではダイビングにはまりライセンスも取得したので、これから定期的に潜りに行きたいです。



VOL.883
(2312-3)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集：君野・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！
↓ご案内はこちら↓

～中小事業の労働保険事務は「労働保険事務組合」への加入が便利です！～

●「労働保険事務組合」に加入するメリット

☑ 事業主様や家族従事者の方も労災保険に特別加入することができ、安心して仕事ができます。

☑ 労働保険料の分割払いで負担軽減（年3回の分割納付）

☑ 事務の効率化：労働保険の申告・納付等の労働保険事務は、労働保険事務組合が事業主様に代わって処理します。

お問い合わせは、労働保険事務組合（葛城経営研究会）へお気軽にどうぞ！

12月労務スケジュール

- ・ 年末調整の準備
- ・ 賞与支払届の提出（賞与支払日から5日以内）
- ・ 職場ハラスメント撲滅月間